

○八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>改正</p> <p>平成14年9月26日条例第39号</p> <p>平成16年9月29日条例第36号</p> <p>平成17年3月18日条例第112号</p> <p>平成18年3月23日条例第3号</p> <p>平成22年9月29日条例第36号</p> <p>平成23年6月29日条例第42号</p> <p>平成24年12月28日条例第38号</p> <p>平成30年3月29日条例第40号</p> <p>平成30年9月26日条例第71号</p> <p>令和2年6月23日条例第49号</p> <p><u>令和6年3月25日条例第40号</u></p>	<p>○八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>改正</p> <p>平成14年9月26日条例第39号</p> <p>平成16年9月29日条例第36号</p> <p>平成17年3月18日条例第112号</p> <p>平成18年3月23日条例第3号</p> <p>平成22年9月29日条例第36号</p> <p>平成23年6月29日条例第42号</p> <p>平成24年12月28日条例第38号</p> <p>平成30年3月29日条例第40号</p> <p>平成30年9月26日条例第71号</p> <p>令和2年6月23日条例第49号</p>
<p>八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例は、地区計画において地区整備計画が定められた別表第1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 別表第2（い）欄に掲げる地区整備計画区域（当該地区整備計画区域に係る地区整備計画において、当該地区整備計画区域を2以上の地区に区分している場</p>	<p>八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例は、地区計画において地区整備計画が定められた別表第1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 別表第2（い）欄に掲げる地区整備計画区域（当該地区整備計画区域に係る地区整備計画において、当該地区整備計画区域を2以上の地区に区分している場</p>

改正後	改正前
<p>合にあっては、同表(ろ)欄に掲げる地区。以下同じ。)内においては、それぞれ同表(は)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>	<p>合にあっては、同表(ろ)欄に掲げる地区。以下同じ。)内においては、それぞれ同表(は)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第4条 別表第2(い)欄に掲げる地区整備計画区域内においては、建築物の敷地面積は、それぞれ同表(に)欄に掲げる面積以上でなければならない。</p>	<p>第4条 別表第2(い)欄に掲げる地区整備計画区域内においては、建築物の敷地面積は、それぞれ同表(に)欄に掲げる面積以上でなければならない。</p>
<p>2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場においては、同項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場においては、同項の規定は、適用しない。</p>
<p>3 次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しなくなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場においては、同項の規定は、適用しない。</p>	<p>3 次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しなくなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場においては、同項の規定は、適用しない。</p>
<p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>	<p>(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業</p>
<p>(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。)</p>	<p>(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。)</p>
<p>(3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による第一種市街地再開発事業(同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。)</p>	<p>(3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による第一種市街地再開発事業(同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。)</p>
<p>(4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関</p>	<p>(4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関</p>

改正後	改正前
<p>する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）</p> <p>4 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。</p> <p>(1) 第1項の規定の改正後の同項の規定の適用の際改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地</p> <p>(2) 前項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地</p> <p>(3) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地</p> <p>（壁面の位置の制限）</p>	<p>する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）</p> <p>4 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。</p> <p>(1) 第1項の規定の改正後の同項の規定の適用の際改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地</p> <p>(2) 前項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地</p> <p>(3) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地</p> <p>（壁面の位置の制限）</p>
<p>第5条 別表第2（い）欄に掲げる地区整備計画区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は、それぞれ同表（ほ）欄に定めるところによらなければならない。</p> <p>（建築物の高さの最高限度）</p>	<p>第5条 別表第2（い）欄に掲げる地区整備計画区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は、それぞれ同表（ほ）欄に定めるところによらなければならない。</p> <p>（建築物の高さの最高限度）</p>
<p>第5条の2 別表第2（い）欄に掲げる地区整備計画区域内においては、建築物の高さは、同表（へ）欄に定めるところによらなければならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは算入しない。ただし、北側の前面道路若しくは隣地との関係についての建築物の各部分の高さの限度が定められている場合におけるそ</p>	<p>第5条の2 別表第2（い）欄に掲げる地区整備計画区域内においては、建築物の高さは、同表（へ）欄に定めるところによらなければならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは算入しない。ただし、北側の前面道路若しくは隣地との関係についての建築物の各部分の高さの限度が定められている場合におけるそ</p>

	改正後		改正前
	<p>の高さ又は八戸駅西地区整備計画区域若しくは沼館第二地区整備計画区域の区域内における建築物の高さについては、この限りでない。</p> <p>3 北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの限度が定められている場合における第1項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物の敷地の北側の前面道路の反対側に、水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートル減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>（建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置）</p>	<p>の高さ又は八戸駅西地区整備計画区域若しくは沼館第二地区整備計画区域の区域内における建築物の高さについては、この限りでない。</p> <p>3 北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの限度が定められている場合における第1項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物の敷地の北側の前面道路の反対側に、水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートル減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>（建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置）</p>	
<p>第6条 建築物の敷地が別表第1に掲げる地区整備計画区域の内外にわたる場合における第3条及び第4条の規定の適用については、その敷地の過半が当該地区整備計画区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。</p> <p>2 建築物の敷地が別表第2（い）欄に掲げる地区整備計画区域の2以上にわたる場合における第3条及び第</p>	<p>第6条 建築物の敷地が別表第1に掲げる地区整備計画区域の内外にわたる場合における第3条及び第4条の規定の適用については、その敷地の過半が当該地区整備計画区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。</p> <p>2 建築物の敷地が別表第2（い）欄に掲げる地区整備計画区域の2以上にわたる場合における第3条及び第</p>		

改正後	改正前
<p>4 条の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半が属する地区整備計画区域に関するこれらの規定を適用する。</p> <p>3 建築物が別表第 1 に掲げる地区整備計画区域の内外にわたる場合における第 5 条及び前条第 1 項の規定の適用については、その建築物のうち、当該地区整備計画区域に属する建築物の部分にはこれらの規定を適用し、当該地区整備計画区域の外に属する部分にはこれらの規定を適用しない。</p> <p>4 建築物が別表第 2 (い) 欄に掲げる地区整備計画区域の 2 以上にわたる場合における第 5 条及び前条第 1 項の規定の適用については、その建築物の各部分に、当該部分が属するそれぞれの地区整備計画区域の建築物に関する規定を適用する。</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第 7 条 法第 3 条第 2 項 (法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の規定により第 3 条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 3 条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 増築又は改築が基準時 (法第 3 条第 2 項の規定により第 3 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 3 条の規定 (同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。) の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。) における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における容積率及び建蔽率が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定に適合すること。</p> <p>(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。</p> <p>(3) 増築後の第 3 条の規定に適合しない用途に供す</p>	<p>4 条の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半が属する地区整備計画区域に関するこれらの規定を適用する。</p> <p>3 建築物が別表第 1 に掲げる地区整備計画区域の内外にわたる場合における第 5 条及び前条第 1 項の規定の適用については、その建築物のうち、当該地区整備計画区域に属する建築物の部分にはこれらの規定を適用し、当該地区整備計画区域の外に属する部分にはこれらの規定を適用しない。</p> <p>4 建築物が別表第 2 (い) 欄に掲げる地区整備計画区域の 2 以上にわたる場合における第 5 条及び前条第 1 項の規定の適用については、その建築物の各部分に、当該部分が属するそれぞれの地区整備計画区域の建築物に関する規定を適用する。</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第 7 条 法第 3 条第 2 項 (法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の規定により第 3 条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 3 条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 増築又は改築が基準時 (法第 3 条第 2 項の規定により第 3 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 3 条の規定 (同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。) の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。) における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における容積率及び建蔽率が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定に適合すること。</p> <p>(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。</p> <p>(3) 増築後の第 3 条の規定に適合しない用途に供す</p>

改正後	改正前
<p>る建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>(4) 第3条の規定に適合しない事由が原動機の出力又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第5条及び第5条の2第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分が第5条及び第5条の2第1項の規定に適合するとき、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条及び第5条の2第1項の規定は、適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第5条及び第5条の2第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条及び第5条の2第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第7条の2 法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第5条及び第5条の2の規定を適用する。</p> <p>(公益上必要な建築物等に係る特例)</p> <p>第8条 次に掲げる建築物及びその敷地のうち、第1号及び第2号に掲げるものについては第3条から第5条まで及び第5条の2第1項に、第3号に掲げるものについては第4条、第5条及び第5条の2第1項に定める制限の全部又は一部を適用しない。</p> <p>(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地</p> <p>(2) 市長が区域内における土地利用の状況等を考慮</p>	<p>る建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>(4) 第3条の規定に適合しない事由が原動機の出力又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第5条及び第5条の2第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分が第5条及び第5条の2第1項の規定に適合するとき、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条及び第5条の2第1項の規定は、適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第5条及び第5条の2第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条及び第5条の2第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第7条の2 法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第5条及び第5条の2の規定を適用する。</p> <p>(公益上必要な建築物等に係る特例)</p> <p>第8条 次に掲げる建築物及びその敷地のうち、第1号及び第2号に掲げるものについては第3条から第5条まで及び第5条の2第1項に、第3号に掲げるものについては第4条、第5条及び第5条の2第1項に定める制限の全部又は一部を適用しない。</p> <p>(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地</p> <p>(2) 市長が区域内における土地利用の状況等を考慮</p>

改正後	改正前
<p>し、適正な都市機能と健全な都市環境を確保する上で支障がないと認めて許可した建築物及びその敷地</p> <p>(3) 市長が第4条第3項各号に掲げる事業の施行の区域内において建築物の敷地の状況等によりやむを得ないと認めて許可した建築物及びその敷地</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、八戸市建築審査会の同意を得なければならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>し、適正な都市機能と健全な都市環境を確保する上で支障がないと認めて許可した建築物及びその敷地</p> <p>(3) 市長が第4条第3項各号に掲げる事業の施行の区域内において建築物の敷地の状況等によりやむを得ないと認めて許可した建築物及びその敷地</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、八戸市建築審査会の同意を得なければならない。</p> <p>(委任)</p>
<p>第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
<p>(1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p>	<p>(1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p>
<p>(2) 第4条第1項、第5条又は第5条の2第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p>	<p>(2) 第4条第1項、第5条又は第5条の2第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p>
<p>(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第4条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者</p>	<p>(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第4条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者</p>
<p>(4) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p>	<p>(4) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p>
<p>2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。</p>	<p>2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。</p>
<p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を</p>	<p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を</p>

改正後	改正前								
<p>罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。</p> <p>附 則 この条例は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年9月29日条例第36号） この条例は、平成16年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年3月18日条例第112号） この条例は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月23日条例第3号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年9月29日条例第36号） この条例は、平成22年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年6月29日条例第42号） この条例は、平成23年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月28日条例第38号） この条例は、平成25年2月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月29日条例第40号）</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 附 則（平成30年9月26日条例第71号） この条例は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年6月23日条例第49号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和6年3月25日条例第40号）</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。</p> <p>附 則 この条例は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年9月29日条例第36号） この条例は、平成16年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年3月18日条例第112号） この条例は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月23日条例第3号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年9月29日条例第36号） この条例は、平成22年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年6月29日条例第42号） この条例は、平成23年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月28日条例第38号） この条例は、平成25年2月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月29日条例第40号）</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 附 則（平成30年9月26日条例第71号） この条例は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年6月23日条例第49号） この条例は、公布の日から施行する。</p>								
別表第1（第2条、第6条関係）	別表第1（第2条、第6条関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1203 407 1235">名称</th> <th data-bbox="412 1203 1061 1235">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1238 407 1418">沼館地区整備計画区域</td> <td data-bbox="412 1238 1061 1418">都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定により告示された沼館地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	沼館地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定により告示された沼館地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1203 1393 1235">名称</th> <th data-bbox="1397 1203 2047 1235">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1238 1393 1418">沼館地区整備計画区域</td> <td data-bbox="1397 1238 2047 1418">都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定により告示された沼館地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	沼館地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定により告示された沼館地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた
名称	区域								
沼館地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定により告示された沼館地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた								
名称	区域								
沼館地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定により告示された沼館地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた								

改正後	
	区域
八戸ハイテクパーク地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸ハイテクパーク地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
八戸新都市地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸新都市地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
卸センター地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された卸センター地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
田向地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された田向地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
八戸駅西地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸駅西地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
下田屋前上沢巻目線沿線地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下田屋前上沢巻目線沿線地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
沼館第二地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された沼館第二地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
<u>八戸北インター第2工業団地地区整備計画区域</u>	<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸北インター第2工業団地地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>

別表第2（第3条—第6条関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

改正前	
	区域
八戸ハイテクパーク地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸ハイテクパーク地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
八戸新都市地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸新都市地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
卸センター地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された卸センター地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
田向地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された田向地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
八戸駅西地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された八戸駅西地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
下田屋前上沢巻目線沿線地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下田屋前上沢巻目線沿線地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
沼館第二地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された沼館第二地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第3条—第6条関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----

改正後						改正前							
))))		
	地区整備計画区域	地区	建築してはならない建築物	敷地の積最限度	壁面の位置の制限	建築物の高さ最限度		地区整備計画区域	地区	建築してはならない建築物	敷地の積最限度	壁面の位置の制限	建築物の高さ最限度
(1)	沼館地区整備計画区域	A地区	法別表第2(る)項に掲げる建築物		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離が、2メートル以上であること。		(1)	沼館地区整備計画区域	A地区	法別表第2(る)項に掲げる建築物		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離が、2メートル以上であること。	
		B地区	1 法別表第2(る)項に掲げる建築物 2 事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離が、2メートル以上であること。				B地区	1 法別表第2(る)項に掲げる建築物 2 事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離が、2メートル以上であること。	

改正後					改正前									
			3	トルを超えるもの マジヤン屋、ちん、的馬場、勝馬場、票券発売所、券売場その他にも 3						トルを超えるもの マジヤン屋、ちん、的馬場、勝馬場、票券発売所、券売場その他にも 3				
			4	キャバレー、ホーダその他にも 4						キャバレー、ホーダその他にも 4				
			5	工場 5						工場 5				
			6	店舗その他に類する用途でも作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの 6						店舗その他に類する用途でも作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの 6				

改正後					改正前				
C 地区	1	法別表第2(る)項に掲げる建築物	建築物の外壁又は柱に代わる距離が、2メートル以上		C 地区	1	法別表第2(る)項に掲げる建築物	建築物の外壁又は柱に代わる距離が、2メートル以上	
	2	事務所				2	事務所		
	3	マージャン屋、こぱちん、的馬場、勝馬場、票券発売所、外車券売場その他これらに類するもの				3	マージャン屋、こぱちん、的馬場、勝馬場、票券発売所、外車券売場その他これらに類するもの		
	4	キャバレー、ホールその他これらに類するもの				4	キャバレー、ホールその他これらに類するもの		
	5	工場				5	工場		
	6	店舗その他これらに類する用途のもので作業場の床面積の合計が1,500平				6	店舗その他これらに類する用途のもので作業場の床面積の合計が1,500平		

改正後						改正前					
			メートルを超えるもの						メートルを超えるもの		
(2)	戸ハイクーパー地整備計画区域		<p>1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>2 老人ホーム、福祉ホ一ムその他これらに類するもの</p> <p>3 物品の販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>4 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>6 マンション</p>	<p>建築物の外壁から敷線までの距離が、次に掲げる区別に応じ、それぞれ定める以上であること。</p> <p>ア 建築物の敷地面積が9,000平方メートル以上の場合</p> <p>ト ル（道路条規に規定する道路の幅員が12メートル未満の自転車専用道路等（昭和27年法律第180</p>		(2)	戸ハイクーパー地整備計画区域		<p>1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>2 老人ホーム、福祉ホ一ムその他これらに類するもの</p> <p>3 物品の販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>4 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>6 マンション</p>	<p>建築物の外壁から敷線までの距離が、次に掲げる区別に応じ、それぞれ定める以上であること。</p> <p>ア 建築物の敷地面積が9,000平方メートル以上の場合</p> <p>ト ル（道路条規に規定する道路の幅員が12メートル未満の自転車専用道路等（昭和27年法律第180</p>	

改正後					改正前					
			<p>ぱちんこの屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他類するもの</p> <p>7 ホテル又はキャバレー、料店、ナイトクラブ、ダンスホールその他類するもの</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場は観覧学校（幼保連携型認定こども園を除く。）</p> <p>11 病院</p> <p>12 騒音、振動等により</p>	<p>号) 第48条の14第2項に規定する自転車専用道路等をいう。以下同様じ。)を除く。)に面する側にあつては、10メートル)</p> <p>イ 建築物の敷地面積が9,000平方メートル未満の場合 2メートル(幅員が12メートル未満のもの)の自転車専用道路等に面する側にあつては、4メートル)</p>						
			<p>ぱちんこの屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他類するもの</p> <p>7 ホテル又はキャバレー、料店、ナイトクラブ、ダンスホールその他類するもの</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場は観覧学校（幼保連携型認定こども園を除く。）</p> <p>11 病院</p> <p>12 騒音、振動等により</p>	<p>号) 第48条の14第2項に規定する自転車専用道路等をいう。以下同様じ。)を除く。)に面する側にあつては、10メートル)</p> <p>イ 建築物の敷地面積が9,000平方メートル未満の場合 2メートル(幅員が12メートル未満のもの)の自転車専用道路等に面する側にあつては、4メートル)</p>						

改正後						改正前							
			の悪化を もたす おそれ ある事 業を 営む 場						の悪化を もたす おそれ ある事 業を 営む 場				
(3)	戸新 都市 区整 備計 画区 域	タウ ンセ ンタ ー地 区	1 1階の 部分を 住宅（ 事務所 その他 に類す る兼用 の倉庫 を含む ）、同 住、寄 宿、下 宿、長 屋、又 は用途 に供す るもの の 2 倉庫 を営む 倉庫、 道路貨 物運送 若しは 貨物運 送の業 に供す る倉庫 又は		建物の 外壁又 は柱の 道路（ 自動車 専用道 路を除 く。）の 境界線 までの 距離が 、1メ ートル （市道 62号 面に あつて は、3 メ ートル ）以上 である こと。		(3)	戸新 都市 区整 備計 画区 域	タウ ンセ ンタ ー地 区	1 1階の 部分を 住宅（ 事務所 その他 に類す る兼用 の倉庫 を含む ）、同 住、寄 宿、下 宿、長 屋、又 は用途 に供す るもの の 2 倉庫 を営む 倉庫、 道路貨 物運送 若しは 貨物運 送の業 に供す る倉庫 又は		建物の 外壁又 は柱の 道路（ 自動車 専用道 路を除 く。）の 境界線 までの 距離が 、1メ ートル （市道 62号 面に あつて は、3 メ ートル ）以上 である こと。	

改正後					改正前				
			供するもの				供するもの		
		一般住宅地区(1)	165平方メートル	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の敷地境界線までの距離が、0.9メートル（道路に面する側）にあっては、1メートル以上であること。ただし、当該最低限な距離に建築物又は建築物の部分が当該限り。ア 外壁又はこれに代わる柱の長さ</p>			一般住宅地区(1)	165平方メートル	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の敷地境界線までの距離が、0.9メートル（道路に面する側）にあっては、1メートル以上であること。ただし、当該最低限な距離に建築物又は建築物の部分が当該限り。ア 外壁又はこれに代わる柱の長さ</p>

改正後					改正前					
一般住宅地区(2)	1	畜舎	165平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の敷地までの距離が、0.9メートル(道路側にあつては、1メートル)以上であること。ただし、当該最低限な距離は建築物の部分がいずれか該当する場合は、限りがない。	と。					
	2	工場		建築物の外壁又はこれに代わる柱の敷地までの距離が、0.9メートル(道路側にあつては、1メートル)以上であること。ただし、当該最低限な距離は建築物の部分がいずれか該当する場合は、限りがない。						
	3	危険物の貯蔵又は処理のもの		建築物の外壁又はこれに代わる柱の敷地までの距離が、0.9メートル(道路側にあつては、1メートル)以上であること。ただし、当該最低限な距離は建築物の部分がいずれか該当する場合は、限りがない。						
	4	自動車教習所		建築物の外壁又はこれに代わる柱の敷地までの距離が、0.9メートル(道路側にあつては、1メートル)以上であること。ただし、当該最低限な距離は建築物の部分がいずれか該当する場合は、限りがない。						

改正後					改正前										
沿道住宅地区	1	倉庫業を営む倉庫、道路運送若しくは貨物運送の用に供する倉庫は荷場	165平方メートル	建築物の外壁に柱敷までの距離が、0.9メートル（道路側にあっては、1メートル）以上であること。ただし、当該最低限にあつた建築物の部分が当該限り。ア				沿道住宅地区	1	倉庫業を営む倉庫、道路運送若しくは貨物運送の用に供する倉庫は荷場	165平方メートル	建築物の外壁に柱敷までの距離が、0.9メートル（道路側にあっては、1メートル）以上であること。ただし、当該最低限にあつた建築物の部分が当該限り。ア			
	2	畜舎							2	畜舎					
	3	工場							3	工場					
	4	危険物の貯蔵又は処理の供の自動車教習所							4	危険物の貯蔵又は処理の供の自動車教習所					
	5								5						

改正後					改正前						
	交流 地区	<p>ヤン屋、こ ばちん、的 屋、射馬 場、勝券 投票券発 売所、場 外車券売 場その他 これらに 類するも の</p> <p>2 畜舎 3 工場 4 危険物 の貯蔵又 は処理に 供するも の</p>	<p>外壁又はこ れに代わら 柱の面積か 敷地の境界 までの距離 が、0.9メ ートル（道 路側に 面する にあつて は、1メ ートル）以 上 であるこ と。ただし、 当該最低限 に満たな る距離に 建築物の 部分が次 に当るこ 当は、り 限り ない。</p> <p>ア 外壁 又は代 れに柱 わの中 の心の 線長さ が3 メートル 以下</p>				交流 地区	<p>ヤン屋、こ ばちん、的 屋、射馬 場、勝券 投票券発 売所、場 外車券売 場その他 これらに 類するも の</p> <p>2 畜舎 3 工場 4 危険物 の貯蔵又 は処理に 供するも の</p>	<p>外壁又はこ れに代わら 柱の面積か 敷地の境界 までの距離 が、0.9メ ートル（道 路側に 面する にあつて は、1メ ートル）以 上 であるこ と。ただし、 当該最低限 に満たな る距離に 建築物の 部分が次 に当るこ 当は、り 限り ない。</p> <p>ア 外壁 又は代 れに柱 わの中 の心の 線長さ が3 メートル 以下</p>		

改正後					改正前						
				<p>である。置 物。他の ことに る。用途 になる 軒 の高さ が2.3 メートル 以下か 床の積 面積が 5平方 メートル 以下 である。 自動車 庫の高 さが2.3 メートル 以下 である。</p>							<p>である。置 物。他の ことに る。用途 になる 軒 の高さ が2.3 メートル 以下か 床の積 面積が 5平方 メートル 以下 である。 自動車 庫の高 さが2.3 メートル 以下 である。</p>
(4)	卸セ ンタ		1 住宅、 共同住			(4)	卸セ ンタ		1 住宅、 共同住		

改正後					改正前				
一 区 地 整 備 計 画 区 域		宅、寄宿 舎又は下 宿			一 区 地 整 備 計 画 区 域		宅、寄宿 舎又は下 宿		
	2	神社、 寺院、教 会その他 これらに 類するも の				2	神社、 寺院、教 会その他 これらに 類するも の		
	3	老人福 祉施設 (老人デ イサービ スセンタ ー及び老 人介護支 援センタ ーを除く)、福祉 施設(保 育所を除 く)それ らにも 類するも の				3	老人福 祉施設 (老人デ イサービ スセンタ ー及び老 人介護支 援センタ ーを除く)、福祉 施設(保 育所を除 く)それ らにも 類するも の		
	4	マン ジャ ンぱ ち屋 、射 馬 場、 票券 発売 所、 券 外				4	マン ジャ ンぱ ち屋 、射 馬 場、 票券 発売 所、 券 外		

改正後					改正前											
			場 こ 類 の	の ら も						場 こ 類 の	の ら も					
			5	カ ケ ス こ す	ラ ボ ッ の も の					5	カ ケ ス こ す	ラ ボ ッ の も の				
			6	キ レ 理 イ ブ ス そ れ す	ャ ー 、 店 、 ク ラ ン ル の も の					6	キ レ 理 イ ブ ス そ れ す	ャ ー 、 店 、 ク ラ ン ル の も の				
			7	は (収 が の る	病 院 の 又 所 の 設 施 も 限 る					7	は (収 が の る	病 院 の 又 所 の 設 施 も 限 る				
			8	振 よ の も お あ を 場	騒 音 、 等 環 境 を す の 業 工					8	振 よ の も お あ を 場	騒 音 、 等 環 境 を す の 業 工				

改正後						改正前										
			9	火葬場 又はと畜 場、汚物 処理場、 ごみ焼却 場、産業 廃棄物処 理施設の 他処理施 設					9	火葬場 又はと畜 場、汚物 処理場、 ごみ焼却 場、産業 廃棄物処 理施設の 他処理施 設						
(5)	田向 地区 整備 計画 区域	沿道 地区 (1)	1	マー ジャン ぱちん 屋、射 場、勝 馬券發 売所、 外車 場それ らも の カ ラ オ ク ボ ッ ス そ れ も の 危 険 貯 蔵 又 は 給 油 除 く。	165平 方メ ートル (建 築物 の住 戸数 55平 方メ ートル を 乗 じ 得 た 積 165平 方メ ートル を 超 え る 合 あ	建 築 物 の 外 壁 に 柱 敷 ま が ト 計 画 3 号 環 状 す っ て 一 市 計 画 3 号 小 線 館 市 計 画 3 号 市 民 線 に あ	の こ ろ か ら 線 離 一 市 川 面 に あ る 都 道 路 3 号 中 野 大 都 道 路 2 9 号 病 院 に あ		(5)	田向 地区 整備 計画 区域	沿道 地区 (1)	1	マー ジャン ぱちん 屋、射 場、勝 馬券發 売所、 外車 場それ らも の カ ラ オ ク ボ ッ ス そ れ も の 危 険 貯 蔵 又 は 給 油 除 く。	165平 方メ ートル (建 築物 の住 戸数 55平 方メ ートル を 乗 じ 得 た 積 165平 方メ ートル を 超 え る 合 あ	建 築 物 の 外 壁 に 柱 敷 ま が ト 計 画 3 号 環 状 す っ て 一 市 計 画 3 号 小 線 館 市 計 画 3 号 市 民 線 に あ	の こ ろ か ら 線 離 一 市 川 面 に あ る 都 道 路 3 号 中 野 大 都 道 路 2 9 号 病 院 に あ

改正後				改正前									
	4 5	自動車 教習所 風営法 第2条 第1項 定俗営 用にも	ては、 当該住 戸の数 に55平 方メートル を乗じて 得た面積)	つては2メ ートル)以 上であるこ と。									
沿道 地区 (2)	1 2	危険物の 貯蔵又は 処理にも 供する(給 油の除去) 。風俗営 業等及び 適正に法 律第2条 第1項定 俗営用も	165平方 メートル(建 築物の住 戸数に55 平方メートル を乗じて得 た面積が1 65平方メ ートルを 超える場 合)	建築物の外 壁又は柱 敷の間に 1メートル (都市計 画道路3 ・4・5 号小中野 大市道 3・4・2 9号市民 病院線、 都市計 画道路3 ・4・30 号松ヶ崎 冷主八 野線に		沿道 地区 (2)	1 2	危険物の 貯蔵又は 処理にも 供する(給 油の除去) 。風俗営 業等及び 適正に法 律第2条 第1項定 俗営用も	165平方 メートル(建 築物の住 戸数に55 平方メートル を乗じて得 た面積が1 65平方メ ートルを 超える場 合)	建築物の外 壁又は柱 敷の間に 1メートル (都市計 画道路3 ・4・5 号小中野 大市道 3・4・2 9号市民 病院線、 都市計 画道路3 ・4・30 号松ヶ崎 冷主八 野線に			

改正後					改正前										
				合に面する側に あっは、あ ては、該2メ 当該ル)以上 住戸数)で の55 に平方 平メートル メートルを 乗じて得 た面積)					合に面する側に あっは、あ ては、該2メ 当該ル)以上 住戸数)で の55 に平方 平メートル メートルを 乗じて得 た面積)						
沿道 地区 (3)	1	マー ジヤ ン屋 、こ ばち ん、 射的 馬場 、勝 票券 、發 売所 、場 外車 、券 売場 その他 これら も類す るもの	165平 方メ ートル (建 築物 の住 戸数 に55 平方 メ ートル を乗 じて 得た 面積 が165 平方 メ ートル	建 築 物 の 外 壁 又 は れ に 代 わ る 柱 の 面 敷 地 境 界 ま で の 距 離 が 1 メ ートル (都 市 計 画 道 路 3 ・ 3 ・ 8 号 白 銀 線 状 の 側 面 に 3 メ ートル、 都 市 計 画 道 路 3 ・ 4 ・ 29 号 市 民 病 院 線 に あ				沿道 地区 (3)	1	マー ジヤ ン屋 、こ ばち ん、 射的 馬場 、勝 票券 、發 売所 、場 外車 、券 売場 その他 これら も類す るもの	165平 方メ ートル (建 築物 の住 戸数 に55 平方 メ ートル を乗 じて 得た 面積 が165 平方 メ ートル	建 築 物 の 外 壁 又 は れ に 代 わ る 柱 の 面 敷 地 境 界 ま で の 距 離 が 1 メ ートル (都 市 計 画 道 路 3 ・ 3 ・ 8 号 白 銀 線 状 の 側 面 に 3 メ ートル、 都 市 計 画 道 路 3 ・ 4 ・ 29 号 市 民 病 院 線 に あ			
	2	カ ラオ ック スそ の他 これ も類 すもの	乗じて 得た面 積が165 平方 メ ートル	側 面 に あ る 3 メ ー ト ル 、 都 市 計 画 道 路 3 ・ 4 ・ 29 号 市 民 病 院 線 に あ				2	カ ラオ ック スそ の他 これ も類 すもの	乗じて 得た面 積が165 平方 メ ートル	側 面 に あ る 3 メ ー ト ル 、 都 市 計 画 道 路 3 ・ 4 ・ 29 号 市 民 病 院 線 に あ				
	3	危 険物 の貯 蔵又 は処 理に	乗じて 得た面 積が165 平方 メ ートル	側 面 に あ る 3 メ ー ト ル 、 都 市 計 画 道 路 3 ・ 4 ・ 29 号 市 民 病 院 線 に あ				3	危 険物 の貯 蔵又 は処 理に	乗じて 得た面 積が165 平方 メ ートル	側 面 に あ る 3 メ ー ト ル 、 都 市 計 画 道 路 3 ・ 4 ・ 29 号 市 民 病 院 線 に あ				

改正後					改正前				
			供するも の（給油 所を除く。） 4 自動車 教習所 5 風俗営業 等及び業 業制の適 務の等に 化する法 第2条第 1項に規 定する業 俗営の供 用にも 6 店舗、 飲食店、 展示場、 遊技場、 その他に る用途に 供する建 築物でそ の用途に 供する部 分の積の 積が、敷 地の積の	え場につ 合は、 超るあて る合は、 に該 あては、 は、 該 住の戸 に数 55 平方 メートル を乗 じて 得た 積	つては2メ ートル）以 上であるこ と。				
			供するも の（給油 所を除く。） 4 自動車 教習所 5 風俗営業 等及び業 業制の適 務の等に 化する法 第2条第 1項に規 定する業 俗営の供 用にも 6 店舗、 飲食店、 展示場、 遊技場、 その他に る用途に 供する建 築物でそ の用途に 供する部 分の積の 積が、敷 地の積の	え場につ 合は、 超るあて る合は、 に該 あては、 は、 該 住の戸 に数 55 平方 メートル を乗 じて 得た 積	つては2メ ートル）以 上であるこ と。				

改正後						改正前						
			4.2/10 を超える もの						4.2/10 を超える もの			
	公共 施設 地区	1	住宅、 共同住 宅、寄 宿舎又 は下宿 (同一敷 地内の 別表第 2(イ)) 項第4 号、第 5号、 第6号、 第8号 若しくは 第9号 又は(は) 項第2 号、第 3号、 第4号 若しくは 第7号 に掲げる 建築物に おいて業 務に従事 する者の 居住の用 に供する ものを除 く。)	建築物の 外壁又は これに代 わる柱の 敷地境界 までの距 離が、1メ ートル(都 市計画道 路3・3・ 8号白銀 市川環状 線に面す る側にあ る)は3メ ートル、都 市計画道 路3・4・ 5号小中 野大市 館線、都 市計画道 路3・4・ 29号市 民病院又 は都市計 画道路3 ・4・崎 ヶ崎線に 面する側 は2メ ートル)以 上である			公共 施設 地区	1	住宅、 共同住 宅、寄 宿舎又 は下宿 (同一敷 地内の 別表第 2(イ)) 項第4 号、第 5号、 第6号、 第8号 若しくは 第9号 又は(は) 項第2 号、第 3号、 第4号 若しくは 第7号 に掲げる 建築物に おいて業 務に従事 する者の 居住の用 に供する ものを除 く。)	建築物の 外壁又は これに代 わる柱の 敷地境界 までの距 離が、1メ ートル(都 市計画道 路3・3・ 8号白銀 市川環状 線に面す る側にあ る)は3メ ートル、都 市計画道 路3・4・ 5号小中 野大市 館線、都 市計画道 路3・4・ 29号市 民病院又 は都市計 画道路3 ・4・崎 ヶ崎線に 面する側 は2メ ートル)以 上である		
		2	風俗 営業等 の規						2	風俗 営業等 の規		

改正後					改正前														
				<p>ては、 当該戸数 55平方 メートル を乗じた 面積)</p>	<p>心長の3 ト下る。 置他の 用途に なる軒 高さ3 ト下か 床面積 が5 メートル 以下 である。 自動車 庫その他 の 線 計 メ ル で こ そ こ 類 用 供 も の 高 が メ ル で つ 面 積 合 5 メ ル で こ ウ</p>							<p>ては、 当該戸数 55平方 メートル を乗じた 面積)</p>	<p>心長の3 ト下る。 置他の 用途に なる軒 高さ3 ト下か 床面積 が5 メートル 以下 である。 自動車 庫その他 の 線 計 メ ル で こ そ こ 類 用 供 も の 高 が メ ル で つ 面 積 合 5 メ ル で こ ウ</p>						

改正後						改正前							
					するものがないこと。						するものがないこと。		
(6)	八戸駅西地区整備計画区域	西センター地区	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、票券発売所、外車場その他類のもの 2 自動車教習所 3 倉庫業を営む倉庫 4 畜舎での床面積が15平方メートルを超えるもの 5 法別表第2(と)第2号及び第3号、(ぬ)第3号並びに	165平方メートル	建築物の外壁又は柱の都市計画道路3・1号西線路まで、1メートルあること。	24メートル	(6)	八戸駅西地区整備計画区域	西センター地区	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、票券発売所、外車場その他類のもの 2 自動車教習所 3 倉庫業を営む倉庫 4 畜舎での床面積が15平方メートルを超えるもの 5 法別表第2(と)第2号及び第3号、(ぬ)第3号並びに	165平方メートル	建築物の外壁又は柱の都市計画道路3・1号西線路まで、1メートルあること。	24メートル

改正後						改正前									
				(る) 項 第1号に 掲げる建 築物						(る) 項 第1号に 掲げる建 築物					
			6	危険物 の貯蔵又 は処理に 供するも の						6	危険物 の貯蔵又 は処理に 供するも の				
			7	都市計 画道路 3・1・ 1号八戸 駅西中央 通り線、 3・4・ 27号松森 高田線又 は3・ 4・28号 上谷地内 田線に接 す敷地 内の建築 物で当該 道路に面 する部分 を風営法 第2条第 1項、第 6項又は 第9項の 規定する 用途						7	都市計 画道路 3・1・ 1号八戸 駅西中央 通り線、 3・4・ 27号松森 高田線又 は3・ 4・28号 上谷地内 田線に接 す敷地 内の建築 物で当該 道路に面 する部分 を風営法 第2条第 1項、第 6項又は 第9項の 規定する 用途				

改正後							改正前								
			8	に供するもの 都市計画 道路 3・1号 駅西 通線 接する 地内 築物 階部 うち 道路 する を住宅、 共同 住宅 舎、 又は 物に しな 動車 の用 する							8	に供するもの 都市計画 道路 3・1号 駅西 通線 接する 地内 築物 階部 うち 道路 する を住宅、 共同 住宅 舎、 又は 物に しな 動車 の用 する			
		駅前 広場 地区	1	住宅、 共同 住宅 舎、 又は 宿 舎						駅前 広場 地区	1	住宅、 共同 住宅 舎、 又は 宿 舎			
			2	マ ン ヤ ン ぱ ち 屋、 射 的							2	マ ン ヤ ン ぱ ち 屋、 射 的			

改正後					改正前				
			場、勝馬 投票券発 売所、場 外車券売 場その他 これらに 類するも の					場、勝馬 投票券発 売所、場 外車券売 場その他 これらに 類するも の	
		3	自動車 教習所					3	自動車 教習所
		4	倉庫業 を営む倉 庫					4	倉庫業 を営む倉 庫
		5	畜舎で 床面積の 合計が15 平方メー トルを越 えるもの					5	畜舎で 床面積の 合計が15 平方メー トルを越 えるもの
		6	法別表 第2(と) 項第2号 及び第3 号、(ぬ) 項第3号 並びに (る)項 第1号に 掲げる建 築物					6	法別表 第2(と) 項第2号 及び第3 号、(ぬ) 項第3号 並びに (る)項 第1号に 掲げる建 築物
		7	危険物 の貯蔵又 は処理に 供するも					7	危険物 の貯蔵又 は処理に 供するも

改正後						改正前					
			の 8 風 営 法 第 2 条 第 1 項、第 6 項、又 は 第 9 項に 規定する 営業の用 に供する もの						の 8 風 営 法 第 2 条 第 1 項、第 6 項、又 は 第 9 項に 規定する 営業の用 に供する もの		
	にぎ わい 交流 地区	1	住宅、 共同住 宅、寄 宿舎又 は下 宿	建築物の 外壁又は これに代 わるる 柱の面か ら河境 道路又は 川区域の 境界線ま で、3以 上である こと。	24メ ートル		にぎ わい 交流 地区	1	住宅、 共同住 宅、寄 宿舎又 は下 宿	建築物の 外壁又は これに代 わるる 柱の面か ら河境 道路又は 川区域の 境界線ま で、3以 上である こと。	24メ ートル
		2	老人ホ ム、身 体障害 福祉ホ ムそれ らにも 類する もの					2	老人ホ ム、身 体障害 福祉ホ ムそれ らにも 類する もの		
		3	マー ジャン ぱちん 屋、射 的場、 勝馬					3	マー ジャン ぱちん 屋、射 的場、 勝馬		

改正後					改正前				
			投票券発 売所、場 外車券売 場その他 これらに 類するも の					投票券発 売所、場 外車券売 場その他 これらに 類するも の	
		4	ホテル					4	ホテル
		5	又は旅館					5	又は旅館
		6	学校					6	学校
		7	病院					7	病院
		8	自動車 教習所					8	自動車 教習所
		9	倉庫業 を営む倉 庫					9	倉庫業 を営む倉 庫
		10	畜舎での 床面積が15 平方メートル を超えるもの 法別表 第2(と) 項第2号 及び第3 号、(ぬ) 項第3号 並びに (る)項 第1号に 掲げる建 築物					10	畜舎での 床面積が15 平方メートル を超えるもの 法別表 第2(と) 項第2号 及び第3 号、(ぬ) 項第3号 並びに (る)項 第1号に 掲げる建 築物
		11	危険物					11	危険物

改正後							改正前								
			<p>の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>12 風営法第2条第1項、第6項又は第9項に規定する営業に供するもの</p> <p>13 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する建築物の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p>							<p>の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>12 風営法第2条第1項、第6項又は第9項に規定する営業に供するもの</p> <p>13 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する建築物の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p>					
	沿道地区	1	建築物の敷地計画道路3・	165平方メートル	建築物の外壁又は柱の面から	1	建築物		沿道地区	1	建築物の敷地計画道路3・	165平方メートル	建築物の外壁又は柱の面から	1	建築物

改正後					改正前										
			4・27号 松森高田 線又は 3・4・ 28号上谷 地内田線 に4メー トル以上 ト接する ア マー ン ジャぱ ちんこ 屋、射 屋、場、 的馬投 勝券発 票券所、 売場外 券売の その他 そこら にすの る畜舎 イ 床面 で積合 計が15 平方メ ートル を越え るも ウ 風	敷地境界線 までの距離 が、1メー トル以上で あること。	の 高さは、 18メー トル	2	建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線				4・27号 松森高田 線又は 3・4・ 28号上谷 地内田線 に4メー トル以上 ト接する ア マー ン ジャぱ ちんこ 屋、射 屋、場、 的馬投 勝券発 票券所、 売場外 券売の その他 そこら にすの る畜舎 イ 床面 で積合 計が15 平方メ ートル を越え るも ウ 風	敷地境界線 までの距離 が、1メー トル以上で あること。	の 高さは、 18メー トル	2	建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線

改正後								改正前									
				500平										500平			
				方メー										方メー			
				トルを										トルを			
				超える										超える			
				もの										もの			
			ウ	ホテ										ホテ			
				ル又は										ル又は			
				旅館										旅館			
			エ	法別										法別			
				表第2										表第2			
				(に)										(に)			
				項第3										項第3			
				に掲										に掲			
				げる建										げる建			
				築物										築物			
			オ	建築										建築			
				物に										物に			
				属する										属する			
				自動車										自動車			
				庫で										庫で			
				3階以										3階以			
				上の部										上の部			
				分にあ										分にあ			
				るもの										るもの			
				又は床										又は床			
				面積の										面積の			
				合計が										合計が			
				3,000										3,000			
				平方メ										平方メ			
				ートル										ートル			
				を越え										を越え			
				るもの										るもの			
			カ	危険										危険			
				物の貯										物の貯			

改正後							改正前						
			るもの			えたもの				るもの			えたもの
(7)	田前沢目沿地整計区 下屋上巻線区備画区域		建築物に附属しない自動車庫	165平方メートル	建築物の外壁又は柱敷が、あるに代わりの地境まで、1メートル以上と。	1 建築物の高さは、15メートル 2 建築物の各部分の高さは、当該部	(7)	田前沢目沿地整計区 下屋上巻線区備画区域		建築物に附属しない自動車庫	165平方メートル	建築物の外壁又は柱敷が、あるに代わりの地境まで、1メートル以上と。	1 建築物の高さは、15メートル 2 建築物の各部分の高さは、当該部

改正後								改正前							
							分 から 隣 地 境 界 線 ま で の 真 北 方 向 の 水 平 距 離 に 1. 25 を 乗 じ て 得 た も の に 5 メ ー								分 から 隣 地 境 界 線 ま で の 真 北 方 向 の 水 平 距 離 に 1. 25 を 乗 じ て 得 た も の に 5 メ ー

改正後							改正前						
						トルを加えたもの							トルを加えたもの
(8)	沼館 第二区 整備 計画 区域		<p>1 法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物</p> <p>2 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 風営法第2条第1項、第6項又は第9項に規定する営業に供するもの</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離が、2メートル(都市計画道路3・4・8号白銀沼館環状線に面する側は、20メートル)以上であること。</p>	24メートル	(8)	沼館 第二区 整備 計画 区域		<p>1 法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物</p> <p>2 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 風営法第2条第1項、第6項又は第9項に規定する営業に供するもの</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離が、2メートル(都市計画道路3・4・8号白銀沼館環状線に面する側は、20メートル)以上であること。</p>	24メートル
(9)	八戸 北イ ンタ ー第 2工		<p>1 法別表第2(を)項に掲げる建築物</p> <p>2 住宅、共同住宅、寄宿舎</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、2メー</p>								

改正後					改正前									
業団 地地 区整 備計 画区 域		<u>又は下宿</u>		<u>トル（道路に面</u>										
		<u>3 神社、寺院、</u>		<u>する側にあつて</u>										
		<u>教会その他これらに類するもの</u>		<u>は4メートル)</u>										
		<u>4 老人ホーム、保育所(就業者のために建築物の附帯施設として設置されるものを除く。)、福祉ホームその他これらに類するもの</u>		<u>以上であること。</u>										
		<u>5 公衆浴場</u>												
		<u>(風営法第2条第6項第1号に規定する営業の用に供するものを除く。)</u>												
		<u>6 診療所</u>												
		<u>7 店舗、飲食店その他これらに類するもの</u>												
		<u>8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</u>												
	<u>9 ボーリング場、スケート場、水泳場そ</u>													

改正後						改正前					
			<u>その他これらに類する運動施設</u> <u>10 自動車教習所</u> <u>11 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</u> <u>12 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u> <u>13 カラオケボックスその他これに類するもの</u> <u>14 図書館、博物館その他これらに類するもの</u> <u>15 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設</u>								